

土地改良工事積算基準等の適用について（お知らせ）

令和6年9月30日
広島県農林水産局

広島県が発注する土地改良工事等の積算基準の適用についてお知らせします。

1 適用する積算基準書

土地改良工事積算基準（土木工事）令和6年度

土地改良工事積算基準（施設機械）令和6年度

土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）令和6年度

2 適用対象について

「総括情報表」の「単価適用日」が『06.10.01』以降のものから適用します。

なお、諸経費等については、令和6年8月1日から適用しています。

3 その他

積算基準等の改正資料は、農林水産省ホームページにも掲載されています。

【農林水産省ホームページ】

<http://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/h200331/index.html>